

質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(事業名)8-13介護保険認定審査会支援システム賃貸借

NO.	質問事項	回 答
1	<p>仕様書8(15)について 対象は機器(複合機)とシステム(介護保険認定審査会支援システム)の両方ということでしょうか。 また複合機のデータ消去は物件設置場所からの引揚げ後、受注者指定場所にてソフトウェアによるデータ消去作業でも宜しいでしょうか。作業完了報告書は任意の書式でよろしいでしょうか。</p>	<p>御認識の通りです。 仕様書8(15)については、機器(複合機)及びシステム(介護保険認定審査会支援システム)両者に適用される事項となります。 また、複合機のデータ消去は、物件設置場所(つくば市福祉部介護保険課内)において、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じることとし、方法は問いません。 なお、作業完了報告書は、任意の様式で構いません。</p>
2	<p>賃貸借料は当月分を翌月末までにお支払いいただける認識で宜しいでしょうか。そのほかのお支払いを想定している場合、お支払いサイクルの条件をご教示ください。</p>	<p>賃貸借料については、1月ごとに当該月分を請求いただき、請求書を受領後、30日以内に当該代金を支払います。</p>
3	<p>ソフトウェアも再リースに含める場合、ライセンス等については別途新規契約の締結を要する可能性があります。よろしいでしょうか。</p>	<p>機器再リースとシステムライセンス料等を別契約としていただいで問題ございません。</p>
4	<p>世界情勢の影響等・当社の責によらない事情により、製品の生産・供給が遅れる等の場合、賃貸借期間の変更等の協議は可能でしょうか。</p>	<p>原則として、期限内の納品を求めますが、事業者の責めに帰すことができない事由があれば、納期の延長を認める場合もあります。 なお、納期の延長を認めた場合、業務遂行に支障が出ないよう既存機器の一時的な継続利用を可能とし、その費用は事業者の負担とします。</p>
5	<p>インボイス対応について、要件を満たす適格請求書(お支払予定表等)は必要でしょうか。</p>	<p>インボイス対応は必須ではありません。 従って、支払予定表等を御提出いただくにあたり、適格請求番号の記載は必須ではありません。</p>